

(法第10条1項第5号関係)

## 設立趣旨書

### 1 設立の趣旨

この法人は、障がいを持たれる方をはじめとし、人間の持つ無限の可能性、無限の色彩、人そのそれぞれの個性を大切に、障がいを持たれる方々に対して福祉、教育、生活、労働等への社会生活全般に関するサポート活動を行うことにより、「けんこう」、「くらす」、「はたらく」を支援するを理念とし事業を展開する。

現在の障がい者を取り巻く現状は、障がいを持つ人、持たない人、様々な人々が安心して暮らせる共生社会の実現には至っておりません。また、発達障がいといわれる方々の増加や、社会的生活に不安のある方、一人暮らしに困難さを抱えている方が多くいらっしゃいます。更に、その方々を支える家族にも多くの負担があります。

また、昨今問題となっている『8050問題』（高齢の親と障がいを持った子）や、『孤独死』、『空き家問題』を連続して解決へと導くシステム作りを行い、『親なきあと』の心配をしている方々に、今後の生活を早期に見据え、安心して過ごして頂くため、利用者の地域生活を支え、社会福祉に寄与するため、障害者総合支援法に則り、共同生活援助事業所の開設、運営活動を継続的な事業とする為、特定非営利活動法人として設立するものです。

### 2 申請に至るまでの経緯

合同会社 Face to Face は平成29年5月1日から宮崎県からの認可を受け、障害福祉サービス事業所 わーくすぽっと Aya（就労継続支援B型）を設置、運営し、現在に至っています。

設立以来、障がいを持たれる方々の就労に関する支援を行ってまいりました。その中でも、設立当初の事業計画にも記載しておりました『暮らし』に関する事業展開を望む声が大きくなり、当事者、ご家族、支援者から今後、障がい者の地域での生活に関する支援事業として共同生活支援事業（グループホーム）の設立を行い、継続的な事業を展開できるよう、特定非営利活動法人の設立認証の申請を行うものです。

令和 3年10月 2日

NPO法人 むげん・から一ず  
法人設立代表者 松竹 純一